

# 障がい者活躍推進計画

令和2年4月1日  
令和7年4月一部改正

機関名	臼杵市教育委員会
任命権者	臼杵市教育委員会
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
臼杵市教育委員会における障がい者雇用に関する課題	臼杵市教育委員会においては、これまで法定雇用率を達成しており、採用・定着状況ともに概ね順調と考えている。 詳細な状況は本計画の「目標」に記載しているが、障がい者である職員の活躍のためには、その障がい特性や個性に応じた能力を最大限に発揮できるよう、職種や業務内容の拡充など、更なる体制整備や各種取組を進めることが必要である。

## 目標

① 採用に関する目標	<b>法定雇用率以上の維持</b> (評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理 (参考) 令和6年6月1日時点の臼杵市教育委員会の実雇用率：3.19% ※令和6年4月1日以降の法定雇用率：2.9% ただし、令和8年6月30日までの間経過措置として2.7%
② 定着に関する目標	<b>障がい者本人の意に介さない離職を極力生じさせない。</b> (評価方法) 毎年度末に、人事記録を元に把握・進捗管理

## 取組内容

①障がい者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	○障がい者雇用推進者として教育総務課長を選任 ○障がい者雇用推進者、障害者職業生活相談員、定員管理及び人事管理を担当する部署の責任者・担当者等による組織内のサポート体制を整備する。 ○必要に応じ、障がい者である正規職員及び会計年度任用職員、所属課の管理職との情報共有を適宜開催する。
(2)人材面	○障がい者が配属されている部署の職員を中心に、厚生労働省障がい者雇用対策課又は大分労働局が開催する「精神・発達障がい者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い、参加を募る。 ○職場の同僚・上司を対象として、対応のノウハウや困難事例について情報共有を行うため、職場内での人権研修の中で、外部機関の専門家に対し、障がいに関する理解促進・啓発のための講義を依頼する。
②障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○現に勤務する障がい者や今後採用する障がい者の能力や希望も踏まえ、職務の選定及び創出について検討を行う。

③障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	<p>○基礎的環境整備として、障がい者の要望を踏まえ、環境整備を検討する。</p> <p>○障がい者からの要望を踏まえ、就労支援機器の購入を検討する。</p> <p>○障がい者からの要望を踏まえ、作業マニュアルのカスタマイズ化やチェックリストの作成、作業手順の簡素化や見直しを検討する。</p> <p>○新規に採用した障がい者については、定期的に面談等により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>
(2) 募集・採用	<p>○採用選考に当たり、障がい者からの要望を踏まえ、障がい特性に配慮した選考方法や業務選定を行う。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li> </ul>
(3) 働き方	<p>○テレワーク勤務やフレックスタイム制の活用を促進するとともに、時差出勤・早出遅出制度などの柔軟な時間管理制度を検討する。</p> <p>○時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。</p>
(4) キャリア形成	<p>○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。</p>
(5) その他の人事管理	<p>○年1回の面談を実施するとともに、必要に応じて随時面談を実施しながら、状況把握・体調配慮を行う。</p> <p>○障がい者からの要望を踏まえ、障がい特性に配慮した職場環境、通勤への配慮等などの障がい者支援に係る取組を進める。</p> <p>○中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障がい者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。</p> <p>○本人が希望する場合には、「精神障がい者等の就労パスポート」の活用等により、就労支援機関等と障がい特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。</p>
④その他	
	<p>○国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p> <p>○障がい者就労施設等における民需拡大のため、当該施設等が生産・加工・製作した物品の直売会としてイベントの開催といった販売の場の提供、障がい者就労施設等との人的交流など（具体的には、職場体験や実習の受入）を実施する。</p>